

(5) 騒音に係る環境基準 (平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号)

地域の 類型	基準値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

\* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

\* 「幹線交通を担う道路に近接する空間」について(騒音に係る環境基準の改正について(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号環境庁通知より抜粋))

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする

道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道  
(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)

前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって、都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル